

附 則

- 1 この通達は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 「外国政府の授与した航空業務等の技能に係わる資格証書を有するものに対する取扱い」の廃止
「外国政府の授与した航空業務等の技能に係わる資格証書を有するものに対する取扱い」（平成6年11月16日付け 空乗第2127号）は、本通達の施行日をもって廃止する。

附 則

この通達は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この通達は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この通達は、令和 年 月 日から施行する。

附 則

- 1 この通達は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 「外国政府の授与した航空業務等の技能に係わる資格証書を有するものに対する取扱い」の廃止
「外国政府の授与した航空業務等の技能に係わる資格証書を有するものに対する取扱い」（平成6年11月16日付け 空乗第2127号）は、本通達の施行日をもって廃止する。

附 則

この通達は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この通達は、平成24年 4月 1日から施行する。

(新 設)